

国民年金保険料の後納制度

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができます。

後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリット

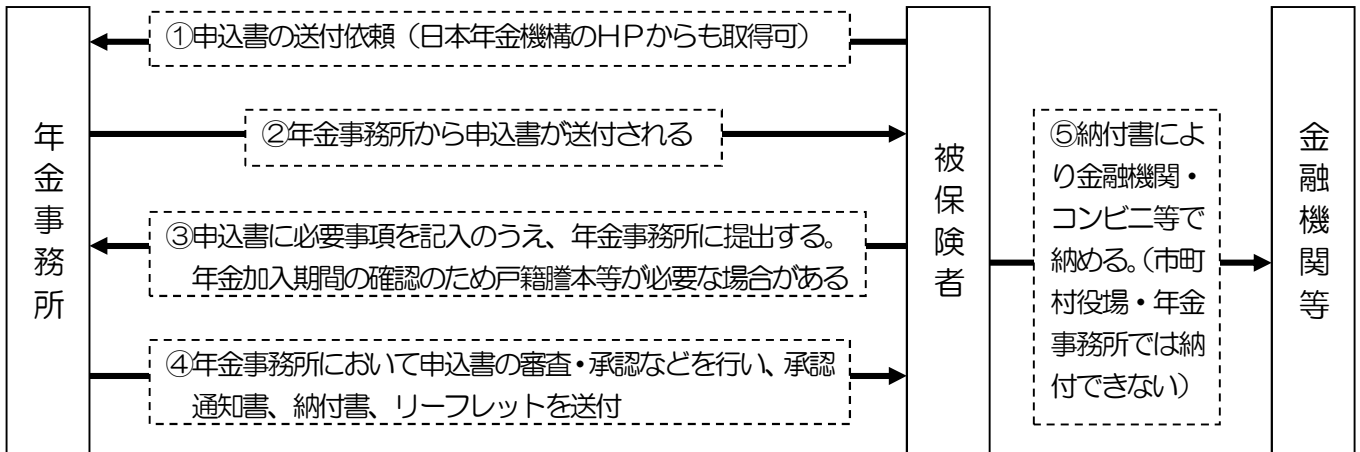
- ① 年金の受給資格が得られる可能性があります。
不足している期間の保険料を納めることにより、年金の受給資格を得られる可能性があります。
- ② 将来受け取る年金額が増額します。
1か月分の後納保険料を納めることにより、老齢基礎年金が年額で1,624円増額します。

制度を利用できる方

①20歳以上60歳未満の方	②60歳以上65歳未満の方	③65歳以上の方
5年以内に納め忘れの期間（免除以外）や未加入期間がある方	①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方	老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方など

※60歳以上で、老齢基礎年金を受給している方は利用できません。

申込みから保険料納付までの手順



当制度の注意事項

<p>納付の際に加算額がつく 過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。</p>	<p>納める際は順番がある 後納を利用する際は、後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めることになります。(後納順)</p> <p>(1) 平成24年度 ↓ 先 (2) 平成25年度 ↓ (3) 平成26年度 ↓ 後</p>	<p>一部免除の未納期間も納付できる 一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。 この場合の後納保険料は、一般の未納期間と同じ1か月分の保険料が必要です。</p>
<p>国民年金の切替 (第3号から第1号へ) が2年以上遅れたことがある方は 国民年金の「第3号被保険者」から「第1号被保険者」への切替手続きが2年以上遅れたことによる「未納期間」は、後納制度をご利用いただけません。 届出をすることにより最大10年分の保険料を納付することができる特例追納制度をご利用ください。</p>	<p>免除期間がある方は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額免除や一部免除（一部納付済）、学生納付特例の承認を受けた期間は、後納の利用はできません。 ・納付を希望する場合は、10年以内の免除期間を納付できる「追納制度」が利用できます。 	<p>申込み後に審査がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行い、その結果のお知らせがあります。 ・審査には時間がかかることもあるので注意が必要です。